

各務原市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(令和5年7月4日決裁)

各務原市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年5月1日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童（同条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。）を扶養している者をいう。以下同じ。）又はその児童のより良い条件での就業又は転職を支援し、自立及び生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の親又はその児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、高等学校卒業者、大学入学資格検定合格者、高卒認定試験合格者その他の大学入学資格を既に取得している者は、対象としない。

- (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 支給を受けようとするひとり親家庭の親又はその児童の就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
- (3) 過去に給付金の支給を受けていないこと。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(対象講座)

第3条 給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）であって、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍

して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、給付金の支給の対象としない。

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。
- (3) 合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(給付金の額)

第5条 対象講座を通信制講座で受講する場合の給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者本人（児童の場合にあっては、その親を含む。以下同じ。）が対象講座の受講開始のために支払った費用の40％に相当する額とし、10万円を上限とする。ただし、給付金の額が4,000円を超えない場合は、給付金を支給しないものとする。
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の50％に相当する額から前号の給付金として支給した額を控除した額とする。ただし、前号の給付金と併せて12万5,000円を上限とし、当該金額が4,000円を超えない場合は、給付金を支給しないものとする。
- (3) 合格時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の10％に相当する額とする。ただし、前2号の給付金として支給した額と併せて、15万円を上限とする。

2 対象講座を通学又は通学及び通信制講座の併用で受講する場合の給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講開始のために支払った費用の40％に相当する額とし、20万円を上限とする。ただし、給付金の額が4,000円を超えない場合は、給付金を支給しないものとする。

(2) 受講修了時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の 50%に相当する額から前号の給付金として支給した額を控除した額とする。ただし、前号の給付金と併せて 25 万円を上限とし、当該金額が 4,000 円を超えない場合は、給付金を支給しないものとする。

(3) 合格時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の 10%に相当する額とする。ただし、前 2 号の給付金として支給した額と併せて、30 万円を上限とする。

(対象講座の指定申請等)

第 6 条 給付金の支給を受けようとする者は、受講しようとする講座の受講を開始する前に、当該講座を給付金の対象講座とする指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（様式第 1 号）に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、対象講座の指定の可否を決定するものとする。

4 市長は、対象講座の指定の決定を行った場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式第 2 号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

5 市長は、対象講座の指定をしない決定を行った場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定却下通知書（様式第 3 号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

6 対象講座の指定を受けた者は、当該対象講座の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業指定講座受講中止届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(支給申請等)

第 7 条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付したひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書兼請求書（様式第 5 号。以下「支給申請書」という。）を、対象講座の受講を開始した日から起算して 30 日以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 受講施設の長が、支給対象者本人が支払った経費について発行した領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した支給申請書を、対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 受講施設の長が、当該施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(2) 受講施設の長が、支給対象者本人が支払った経費について発行した領収書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 合格時給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した支給申請書を、文部科学省が発行した合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 文部科学省が発行する合格証書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(給付金の支給決定等)

第8条 市長は、前条の規定による給付金の支給の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、給付金の支給を決定した場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、給付金の支給をしない決定を行った場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金不支給決定通知書（様式第7号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第9条 市長は、前条第2項の規定により給付金の支給を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、給付金の支給の決定を受けた者が虚偽その他不正な行為により給付金の支給を受けたと認めるときは、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 3 1 日決裁）

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

① 氏 名 （申請者）	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生（ 歳）
② 児童の氏名 （受講者が児童の場合）	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生（ 歳）
③ 住 所	（〒 ） 各務原市		電話（ ） —
④ 受講施設の名称			
⑤ 講座の名称			
⑥ 受講科目	1 2 3 4		
	5 6 7 8		
⑦ 試験を免除できる科目			
⑧ 受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 受 講 開 始 日 ）		
⑨ 所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑩ 過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが（ある・ない）。		
＜受講動機＞			
（備考）受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。			

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
調査書及び意見書

申請者氏名	
住 所	
本人の状況	① 就学経験、職業経験、技能、資格等 ② 受講への意欲 ③ 就業（転職）に対する意欲
総 合 意 見 (受講の必要性 及び適職へ就く ための必要性)	
年 月 日 各務原市福祉事務所 母子・父子自立支援員氏名	

※様式第1号「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」
に添付してください。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

年 月 日

各務原市長 印

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、下記のとおり指定したので通知します。

記

① 氏 名 (申請者)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
③ 住 所	(〒 -) 各務原市	電話 () -	
④ 受講施設の名称			
⑤ 講座の名称			
⑥ 受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦ 試験を免除できる科目			
⑧ 受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑨ 所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定却下通知書

年 月 日
各務原市長 印

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、下記のとおり指定を却下したので通知します。

記

① 氏 名 (申請者)	フリガナ ----- 	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ ----- 	生年月日	年 月 日生 (歳)
③ 住 所	(〒 -) 各務原市	電話 () -	
④ 受講施設の名称			
⑤ 講座の名称			
⑥ 対象講座の指定を却下する理由			

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
指定講座受講中止届

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者氏名

先にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座の指定を受けた講座の受講を中止しましたので報告します。

① 氏 名 (申請者)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
③ 住 所	(〒 —) 各務原市		電話 () —
④ 受講を取りやめた理由 (途中でやめた場合を含む。)			

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者氏名

受講開始時給付金
受講修了時給付金
合格時給付金

※いずれかに○をつけること。

の支給を受けたいので次のとおり申請します。また、給付金の支給
の決定があった場合は、次のとおり給付金の支給を請求します。

① 氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③ 住 所	(〒 -) 各務原市	電話 () -	
④ 受講施設の名称			
⑤ 講座の名称			
⑥ 受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦ 試験を免除できる科目			
⑧ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑨ 所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑩ 申請金額	円		
⑪ 希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
(備考)			

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

印

年 月 日付けであなたから申請のありました受講開始時給付金・受講修了時給付金
・合格時給付金の支給については、各務原市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
実施要綱に基づき審査したところ、下記のとおり支給を決定いたしましたので通知します。

記

① 氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③ 住 所	(〒 -) 各務原市	電話 () -	
④ 受講施設の名称			
⑤ 講座の名称			
⑥ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑦ 所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑧ 支給決定金額	_____ 円 × / 1 0 = _____ 円 ⑦所要費用の合計額		

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

年 月 日付けであなたから申請のありました受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金の支給については、各務原市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱に基づき審査したところ、下記のとおり支給しないことを決定しましたので通知します。

記

① 氏 名 (申請者)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
③ 住 所	(〒) 各務原市		電話 () —
④ 受講施設の名称			
⑤ 講座の名称			
⑥ 受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金を支給しない理由			